

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第26号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第11条産業振興室の款第11号中「中小企業支援センター及び」を削る。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)